

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金事業

# 低所得世帯支援給付金（追加分）のご案内

（7万円/1世帯）

低所得世帯支援給付金（追加分）は、物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）を支援する新たな給付金です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり7万円 ※1回限り

## 支給対象世帯

下記の要件をすべて満たす世帯が対象です

基準日（令和5年12月1日）時点で桜川市に住民登録がある世帯

世帯全員が令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯  
（今回の給付金は世帯全員が課税者から扶養を受けている場合は対象になりません）

## 申請の有無

※世帯の状況により異なります

世帯のすべての方が  
令和5年1月1日以前から現住所に  
お住まいの場合

世帯の中に令和5年1月2日  
以降に転入した方がいる

① 前回給付金（3万円）を世帯主本人名義の通帳で受給した世帯

② ①以外の世帯

給付金のお知らせ（ハガキ）が届きます

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

確認書が届きます  
※要返送

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

**申請が必要です**

【申請期限】  
令和6年4月30日（火）

詳しくは裏面「Ⅲ」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 前回給付金（3万円）を世帯主本人名義の通帳で受給した世帯（ハガキが届いた世帯）

- 前回給付金（3万円）を支給した世帯主本人名義の通帳に7万円を振り込みます。
- 振込先口座等に変更がなければ、**手続きの必要はありません。**
- 振込先口座の変更を希望する場合は、期限までに届出を提出してください。

## II I以外の世帯で、支給要件の確認が必要な世帯（確認書（封筒）が届いた世帯）

- 中身を確認して、**確認書を返送してください。**

### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないか
- ③住民税均等割が課税されている方の扶養家族のみの世帯ではないこと

- 提出期限：令和6年4月30日（火）



## III 令和5年1月2日以降に桜川市へ転入した方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に市役所社会福祉課に、直接または郵送でご提出ください。
- 申請書は桜川市ホームページからダウンロードできるほか、市役所各庁舎でも配布をいたします。
- 申請期限：令和6年4月30日（火）



▲市ホームページ

**！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

桜川市役所 社会福祉課（岩瀬第2庁舎）臨時特別給付金窓口

0296-73-6635 受付時間 平日9:00～17:00